

岡山県建築工事積算基準

【令和8年3月改定 対比表】

岡山県土木部都市局建築営繕課

岡山県建築工事積算基準／新旧対照表

改定	現行																																																								
<p>Ⅱ 共通費積算基準</p> <p>1 共通費の区分と内容</p> <p>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。</p> <p>ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本節のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p> <p>表－1 共通仮設費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td>敷地測量、敷地整理、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、仮設用借地料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>表－2 現場管理費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">労 務 管 理 費</td> <td>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	略	略																	項 目	内 容	労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	略	略	<p>Ⅱ 共通費積算基準</p> <p>1 共通費の区分と内容</p> <p>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。</p> <p>ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p> <p>表－1 共通仮設費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">準 備 費</td> <td>敷地測量、敷地整理、道路占有・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>表－2 現場管理費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">労 務 管 理 費</td> <td>現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	略	略																	項 目	内 容	労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 	略	略
項 目	内 容																																																								
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、仮設用借地料、その他の準備に要する費用																																																								
略	略																																																								
項 目	内 容																																																								
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 																																																								
略	略																																																								
項 目	内 容																																																								
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用																																																								
略	略																																																								
項 目	内 容																																																								
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 																																																								
略	略																																																								

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用
略	略

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通費仮設費率に含む内容

表 略

(2)～(8) 略

3 現場管理費の算定
略

4 一般管理費等の算定
略

5 その他
略

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占有・使用料、その他の準備に要する費用
略	略

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通費仮設費率に含む内容

表 略

(2)～(8) 略

3 現場管理費の算定
略

4 一般管理費等の算定
略

5 その他
略

Ⅲ 単価積算基準

1 基本的事項 略

2 単価及び価格の算定

(1)～(2) 略

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。単価基準第2編から第4編に定める工種に適用するものとし、その適用は別表-25のとおりとする。なお、物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

また、規格・仕様が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定（以下「補正市場単価」という。）することができ、補正方法は次の式によるものとし、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては基準等資料の各章による。

補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式

算定式 = a' ÷ a

a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

(4) 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりが必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下「ベース単価」という。）は、(2)複合単価の算定方法により算定し、それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下「シフト単価」という。）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事

Ⅲ 単価積算基準

1 基本的事項 略

2 単価及び価格の算定

(1)～(2) 略

(3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」により、採用都市は「広島」とし、単価基準第2編から第4編に定める工種に適用する。その適用については別表-25のとおりとする。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定（以下「補正市場単価」という。）することができ、補正方法は次の式による。

なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては基準等資料の各章による。

補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式

算定式 = a' ÷ a

a' = 補正市場単価A' の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とし、シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができ、補正方法は次に式によるものとし、補正単位施工単価の細目工種については基準等資料の各章による。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース} \times \frac{\text{物価資料等掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{単価物価資料等掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}$$

(5) 略

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」（「協議会歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

(1) ~ (3) 略

(4) 「その他」は、別表-26 から別表-28 の工種毎の率による。また、「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額、環境安全費及び会社経費を適切に反映した率を設定する。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は

(4) 略

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」（「協議会歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

(1) ~ (3) 略

(4) 「その他」は、別表-26 から別表-28 の工種毎の率による。また、「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は

<p>別表 26～28 に示された工種とする。</p> <p>4 単価及び価格の適用 略</p> <p>5 物価資料の掲載価格 (1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。 (2) 市場単価及び材工単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」又は「（標準）施工単価」の平均値を採用する。 <u>(3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。</u></p> <p>6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 略</p> <p>7 設計変更時の取り扱い 略</p>	<p>別表 26～28 に示された工種とする。</p> <p>4 単価及び価格の適用 略</p> <p>5 物価資料の掲載価格 (1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。 (2) 市場単価及び材工単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」又は「（標準）施工単価」の平均値を採用する。</p> <p>6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 略</p> <p>7 設計変更時の取り扱い 略</p>
---	--